

一般財団法人舞鶴交通安全協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人舞鶴交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、道路における交通の安全と円滑に関する事業及び遊覧船の運航事業等を行い、地域の交通安全センターとして安心・安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 京都府公安委員会の指定による自動車運転免許出張試験場の維持管理
- (2) 交通安全に係る会議、講習会及び講演会並びに各種国家試験等の会場使用に供するための交通会館の維持管理
- (3) 参加・体験・実践型の高齢者安全運転普及事業の推進
- (4) 地域住民のための交通安全教室の実施及び交通会館、施設の一般開放
- (5) 初心運転者等の育成事業
- (6) 京都府公安委員会の委託に係る高齢者講習、違反者講習及び行政処分者講習等の各種講習の受託実施
- (7) 事業所を対象とした安全運転講習、研修会等の運転免許取得者再教育事業
- (8) 交通事故防止及び交通安全意識の高揚に関する広報啓発活動
- (9) 新入学児童、園児及び養護学校等に対する交通安全資材贈呈
- (10) 運転不適格者再教育のための運転適性検査機器の一般利用の促進及び維持管理
- (11) 交通遺児救済事業の協力
- (12) 国、地方自治体等に係る交通安全事業の協力・支援
- (13) 遊覧船の運航
- (14) 旅行業及び旅行サービス手配業
- (15) 飲食店の経営
- (16) 民泊施設、簡易宿所の運営
- (17) 酒類販売
- (18) 前各号に附帯又は関連する一切の事業の他、この法人の目的達成に必要な事項

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計画書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞退により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 12 条 評議員に対して、各年度の総額が 10 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第 197 条に

において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 事務局

(設置)

第 31 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局には、次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長 1 名

(2) 主事 1 名以上 3 名以内

(任免等)

第 32 条 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、主事は、理事長が任免する。

2 この章に定めるもののほか、事務局に関する必要な事項は理事会で決議し、理事長が別に定める。

(職務)

第 33 条 事務局の職員は、次の事務を行う。

(1) 事務局長は、理事長の指示を受けて事務局を統括する。

(2) 主事は、庶務及び会計の事務を行う。

第 9 章 附帯事業

(事業の目的等)

第 34 条 第 4 条第 5 号の事業をはじめ、同条各号に掲げる事業を積極的に推進して、この法人の目的を達成するため、自動車教習所を附置する。

(名称)

第 35 条 自動車教習所の名称は、京都府舞鶴自動車学校とする。

(職員)

第 36 条 自動車教習所に次の職員を置く。

(1) 学校長

(2) 道路交通法第 6 章 99 条第 1 項第 1 号に規定する管理者

(3) 技能検定員及び教習指導員

(4) その他事務職員等

(任免等)

第 37 条 学校長及び前条第 2 号に掲げる管理者は、理事会の承認を得て理事長が任免し、

同条第3号及び第4号に掲げる職員は、理事長が任免する。

- 2 この章に定めるもののほか、附帯事業に関する必要な事項は理事会で決議し、理事長が別に定める。

(会計)

第38条 附帯事業の会計は、第7条の収支予算及び第8条の決算の規定を準用する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第11章 広告の方法

(広告の方法)

第42条 この法人の広告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前

日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、江守琢眞とする。

4 この定款は令和1年7月30日から改定し施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	2,890m ² 舞鶴市字上安小字向イ山688番地
建物	(本館) 505.60m ² 舞鶴市字上安小字向イ山688番地 (車庫2棟) 延べ585.38m ² 舞鶴市字上安小字向イ山688番地